

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

《 真下建設 株式会社 》

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 11月 1日 ~ 令和 7年 10月 31日までの5年間

2. 目標と対策

目標 1 : 子育てを行う社員の仕事と家庭生活との両立等を支援するための環境整備

『 対策 』

- 男性社員が育児休暇を取得しやすい環境にするため、必要とする社員には管理職より取得を促す。
- 子供を養育する社員に対して時間外勤務の免除、短時間勤務等について周知する。

目標 2 : 所定外労働の削減のための措置の実施

『 対策 』

- 管理職が、残業の必要性と緊急性を精査して不要な残業を削減し、社員の勤務時間を管理する。
- ノー残業デーの実施強化

目標 3 : 若年者に対してインターンシップ等の就業体験の機会を提供
トライアル雇用等を通じた雇い入れ

『 対策 』

- 各学校からのインターンシップや職場見学の受け入れ要請に対応し、学校との協議により積極的に受け入れを促進する。
トライアル雇用等を通じ、若手担い手の積極的受け入れを促進する。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

《 真下建設 株式会社 》

女性技術者等の採用活動を行うと共に、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 11月 1日 ~ 令和 7年 10月 31日までの5年間
2. 当社の課題 : 採用者に占める女性の割合が低い雇用管理区分がある。
3. 目標

女性の技術職員及び現場職員を現員0名から1名以上にする。

『 取組 』

- 令和 2年11月～ 女性技術職員及び現場職員採用の積極的な採用活動の実施
- 令和 2年11月～ 中途採用の積極的な採用活動の実施
- 令和 2年12月～ 女性活躍応援企業の周知（自社HP等による。）